

シリーズ 西脇市自治基本条例

①自治基本条例ってなんだろう?

自治の推進

まちの課題は、地域社会や経済環境の変化に伴い変わっていくものであり、私たちの自治のあり方もそれに合わせていくことが必要です。

私たちが暮らすまちで、今どんなことが公共的課題となっているか、また、それをより良く解決するためにはどうしたらいいのか。その答えはこのまちで暮らす私たち自らが出さなければなりません。

このような考え方から、「市民」・「議会」・「市長」という自治の担い手が、それぞれの役割を担いながら、自治を一層推進していくことが必要と考えています。

そのため、西脇市では市民で構成された「西脇市自治基本条例検討委員会」が条例原案を作成し、「自治基本条例」の制定に向け取り組んでいます。

自治基本条例の内容は?

- ・西脇市に必要なもの?
- ・市民にとって良いことがあるの?
- ・今、必要なの?
- ・誰が考えているの?

このシリーズでは、これらの疑問にお答えしていきます。

①自治基本条例を一言でいうと

市民が主役となり、まちづくりを進めるためのルールと考えています。

少子高齢化の社会で、みんなが知恵と力を出し合うための条例です。

②自治ってどんなこと?

「自分たちのまちに関する課題や問題を自らの責任において解決すること。」

すなわち、「向う三軒両隣」「班・隣保」「町」「地区」「市」などすべてが自治の単位となります。つまり身近な地域のために活動することも立派な「自治」になります。

このコーナーでは、より暮らしやすく住みよい「西脇市らしい」まちづくりの実現を目指した「西脇市自治基本条例」の制定に向けての取り組みや内容をお伝えしていきます。

準備段階から市民の皆さんに知っていただくことでより良い条例を作り上げようとするものです。ご意見やご質問などがありましたら、下記までご連絡ください。

◆問合せ ふるさと創造部まちづくり課
(市役所内線523)



心のスケッチ

54

人権教育室コラム

新年明けましておめでとうございます。昨年は、未曾有の大震災・原発事故が東北地方で発生し、「一人ひとりが命・絆・生き方」などさまざまことを振り返り、今年は一歩ずつ着実に前進していくべきないとお考えの方も多いであります。その前進したい気持ちを素直に受けとめ、真摯に実践しているすばらしい若者たちに出会いました。その若者たちとは西脇北高校生で、昨年開催された西脇市人権教育研究

大会に参加し、東北被災地でのボランティア活動について発表しました。戸惑いの中が始まったボランティア活動だつたようですが、彼らは活動を続ける中で、「被災者の方から何度も感謝され、褒められることで自分自身に対する自信や誇りを感じた」「日ごろの言葉や行動にも責任を持つことが大切だと感じるようになってきた」と述べました。

その活動や思いは、私たちに夢と希望を与えてくれました。これからも「お互いの夢と希望が育つまち(市人教西脇人権のまちあいうえお)」にしていきたいですね。

た報告でした。
また、彼らはその時学んだことを活かし、昨年の台風12号で被害に遭われた市内の方々を支援するボランティア活動を極的に行い、地域の方との固い絆と信頼関係が生まれ、「北高生を誇りに思う」との声も聞かれます。

彼らの活動や思いは、私たちに夢と希望を与えてくれました。西脇北高校生のこれから活動を温かく見守り、支援していきたいと思います。

これからも「お互いの夢と希望が育つまち(市人教西脇人権のまちあいうえお)」にしていきたいですね。

◆問合せ 学校教育課
(市役所内線536)

西脇市と多可町で消費生活相談窓口を相互利用しています

多可町との定住自立圏構想の中で、消費生活に関する相談は、西脇市・多可町どちらの消費生活相談窓口でも利用できます。巧妙な手口による悪質商法や多重債務の被害が後を絶ちません。「これってあやしい?」「もしかしたらだまされたかも...」と感じたら、一人で悩まず相談してください。きっと解決策が見つかります。

■専門相談員による相談日時(予約優先)
○西脇市消費生活センター(生活環境課内)
☎ 22-3111(代表)
毎週月・水・木曜日(祝日は除く)
午前10時~午後4時
○多可町消費生活センター(生活安全課内)
☎ 32-4777(直通)
毎週金曜日(祝日は除く)
午前10時~午後4時
※右記以外の曜日は、市・町職員が受け付けます。

◆問合せ 西脇市消費生活センター(生活環境課内)☎22-3111



▲日野小学校の入学式

好きです！にしづき！わたしのふるさと

教育委員会や学校園のホットな情報をお知らせします。

今、この時を輝いて生きる次世代につなぐ、心豊かな人づくり、まちづくり

就学通知書を送付します

小・中学校へ入学のお子さんがいる保護者の皆さんに
平成24年4月に小学校・中学校へ入学予定の方には、
1月中旬に住民登録に基づいて指定校への就学通知書を
送付します。指定校は、次の特別な理由がある場合に変
更できます。
また、現在、小学校・中学校へ通学中の方も特別な理
由がある場合は、年度途中でも変更ができます。

特別な理由とは

①地理的理由
指定校への通学が地理的に著しく困難または危険な場合
②身体的理由
特別支援学級(障害児学級)
入級希望者で、指定校に特別支援学級が設置されていない場合
③家庭事情に関する理由
・保護者の就労・病気等のため、指定校区以外の家庭で児童生徒の保護、または保護者が指定校区以外の就労場所等で児童生徒の保護が必要な場合
・入学後6ヵ月以内に転居予定があり、転居予定地の指定校に入学を希望する場合
・住宅新築等の手続き上、住民票のみ異動し、実際の居住地と住民登録地が異なる場合

◆手続きの方法は
①指定校以外の市立学校に入学手続きには申請書の提出が必要となります。提出先は次のとおりです。
・印鑑を持って市教育委員会へお越しください。
②他市町立の学校に入学
・入学を希望する学校の市町教育委員会へお願いします。
③国立・私立の学校に入学
・その学校への入学許可書と印鑑を持って市教育委員会へお越しください。
※いずれの場合も事前にお問い合わせください。

「お正月」と言えばおせち料理。お母さんやおばあちゃんが作ったおせちを囲み、楽しくお正月を過ごされています。おせち料理のどこか懐かしい味が心を癒してくれたのではないか。煮しめや栗きんとん、田作など普段は食べない方も、おせち料理のどこか懐かしい味が心を癒してくれたのではないかと思います。

おせちをはじめ、地域にはさまざまな伝統料理がありますが、お母さんたちが受け継いできた手作りの味を伝える活動をしているのが農産加工グループです。地元の新鮮な農産物を惣菜やお菓子などの商品に加工したり、特産の農産物を原料に新たな特産品を生み出したりする活動を行っています。他にも、教育に取り組み地域の子どもたちに伝統食や特産品について教えたり、農業振興課(市役所内線319)までお問い合わせください。

あぐりコラム 43

農業には魅力がいっぱい



西脇市では、今、農業振興を主要施策の柱の1つに位置づけて、さまざまな事業を推進しています。このコラムでは、農業に関するいろいろな情報をお知らせします。